



## 米国税務 QI/FATCA 関連情報

### ケイマン諸島：2016年 FATCA/UK-CDOT/CRS 重要事項

アメリカ

2016年4月4日

ケイマン諸島のファンド、SPC (Special Purpose Company: 特別目的会社) 等を含む金融機関は、外国口座税務コンプライアンス法 (Foreign Account Tax Compliance: 以下「FATCA」) だけではなく、英国およびその属領に適用される UK-CDOT (United Kingdoms, Crown Dependencies and Overseas Territories: 以下「UK-CDOT」)、さらには OECD の共通報告様式 (Common Reporting Standards: 以下「CRS」) への対応も求められている。ケイマン諸島の金融機関にとって 2016 年は、前年からスタートした US FATCA の通知<sup>1</sup>・報告に加え、UK-CDOT の通知・報告が追加される。さらに、2016 年 1 月からは早期導入国として CRS も開始していることから、情報報告の提出やコンプライアンス業務の体制整備において、節目の年になる見込みだ。

ケイマン諸島の金融機関が検討すべき情報開示報告の各規則について、FATCA、UK CDOT および CRS ごとに留意点等を以下要約する。

#### 1. FATCA

まだ FATCA に関する通知を実施していない場合には、2016 年 4 月 30 日までに完了が求められる。

留意事項:

- 報告対象口座がなくても通知は必須となる
- 報告を行う場合には、Cayman AEOI ポータルを経由し、2016 年 5 月 31 日までに完了しな

ければならない

- 特定米国人が存在しない場合、ゼロ申告は必須でない
- 既存口座の本人確認の完了期限は 2016 年 6 月 30 日となる

#### 2. UK-CDOT

UK-CDOT の通知は、2016 年 4 月 30 日までに完了する必要がある。

留意事項:

- UK-CDOT 用の個別の通知が必要
- 報告対象口座がなくても本通知は必須となる
- UK-CDOT 用の最初の報告は、2014 年および 2015 年の 2 年間を対象とし、いずれも 2016 年 5 月 31 日が期限となる
- 2014 年および 2015 年の情報について、個別の UK-CDOT 報告を提出しなければならない
- 2017 年が、UK-CDOT に関し報告が義務付けられる最終年となる
- 報告対象となる特定英国人が存在しない場合、ゼロ申告は必須でない
- FATCA と同様に、UK-CDOT においても 2016 年 6 月 30 日が既存口座の本人確認手続の完了期限となる

<sup>1</sup> ここでの通知 (Notification) とは、ケイマン諸島税務当局へ対するもので、それぞれのルールに基づき、ウェブサイト上の Cayman AEOI (Automatic Exchange of Information) ポータルサイトにおいて実施が求められている。

### 3. CRS

2016年1月1日にケイマン諸島において CRS が施行された。したがって、CRS として必要とされる自己宣誓 (self-certification) の情報収集等がケイマン諸島の全報告金融機関によって既に開始されているはずである。

留意事項:

- 既存富裕個人口座の本人確認手続を 2016 年 12 月 31 日までに完了しなければならない
- CRS 関係のケイマン諸島税務当局への報告通知は、2017 年 4 月 30 日までに完了する必要がある
- CRS 報告は、2017 年 5 月 31 日が期限となる。この報告には、2016 年中に特定された報告対象口座に関する情報が含まれる (報告対象口座として特定された新規口座および既存富裕個人口座の両方が対象となる)

### 4. おわりに

米国政府をはじめ各国の監視の目がタックスヘイブンと考えられてきた英領ケイマン諸島にまで向けられてきた。米国をはじめ各国の富裕層にとってもはや安全な逃避先はなくなるかもしれない。

デロイト トーマツ税理士法人では IRS や OECD が公表した各種ガイドラインの和訳、報告に関する概要資料などを提供している。QI/FATCA 制度において多数の電子申告を実施した米国税務に関する知見および実績があり、これらを踏まえ、FATCA のみならず CRS 報告についても、報告代行を含めた電子申告の全面的サポートを予定している。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/us](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/us)

## お問い合わせ

米国税務および QI/FATCA に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	<a href="mailto:kosaku.maeda@tohatsu.co.jp">kosaku.maeda@tohatsu.co.jp</a>
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	<a href="mailto:naoko.akiba@tohatsu.co.jp">naoko.akiba@tohatsu.co.jp</a>
アシスタントマネジャー	五十嵐 寿行	<a href="mailto:hisayuki.igarashi@tohatsu.co.jp">hisayuki.igarashi@tohatsu.co.jp</a>
所在地	〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階	
Tel	03-6213-3800(代)	
email	<a href="mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp">tax.cs@tohatsu.co.jp</a>	
会社概要	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax-co">www.deloitte.com/jp/tax-co</a>	
税務サービス	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax-services">www.deloitte.com/jp/tax-services</a>	

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 225,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。